



おおたけ。ごみ事情 No.97

ごみ収集車から火災が発生！

問い合わせ
リサイクルセンター ☎52-5101

5月20日の「もやさないごみの日」に、ごみステーションに出されたごみを、収集車がリサイクルセンターへ運搬する途中、車内でごみが燃える火災が発生し、リサイクルセンター場内で消火作業を行いました。火災現場では、消防と警察による火災原因の調査が行われ、「スプレー

缶」から漏れたガスに「使い捨てライター」が点火し、周辺の袋やプラスチックなどに延焼したと確認されました。

今回の火災の原因ではありませんが、リチウムイオン充電池や内蔵された小型家電も、強い力が加わると、発熱や発火の恐れがあります。

こうした火災は、ごみの分別が正しく守られていないために発生するものと考えられます。

今後、こうした火災が発生することのないよう、次のことを必ず守ってください。

スプレー缶・
カセットボンベは
「カンの日」

殺虫剤・ヘアスプレーなどのスプレー缶やカセットボンベは、必ず中身を空にして「カンの日」に出してください。

※引火による暴発の恐れがあるため、缶は、穴開けをしないで出してください。

ライターは
「もやさないごみの日」

ライターは、必ず全て使い切って「もやさないごみの日」に出してください。

リチウムイオン充電池・
モバイルバッテリーは
「有害ごみ」

「資源回収」専用袋（青）に入れて、予約してリサイクルセンターへ持ち込んでください。

中身の残ったスプレー缶やカセットボンベ、使い捨てライターなどは、ごみステーションには出さず、ゴミ袋に入れ、予約してリサイクルセンターに持ち込んでください。

毎月第一土曜日は「ひろしま環境の日」です。

「ひろしま環境の日」一斉行動

8月のテーマ

エアコンを上手に活用して、
暑い季節を乗り切ろう！
～賢く涼、を得る生活スタイルを～



家庭で、職場で、できることから始めましょう。

環境整備課 ☎59-2154

地球温暖化防止活動 緑のカーテンコンクール

問い合わせ
公衆衛生推進協議会事務局
(リサイクルセンター内)
☎59-2112

地球温暖化防止や省エネへの取り組みとして、自宅などでゴーヤーや朝顔などを育て、緑のカーテンとする活動に関するコンクールを行います。

自慢の緑のカーテンを、アピールしてみませんか。

※入賞者には、記念品を贈呈します。

対象

市内の住居や建物などで、緑のカーテンを育てている世帯または団体

申し込み

8月3日(月)から28日(金)までに、リサイクルセンター、環境整備課、各支所、総合市民会館、栄公民館に備え付けの参加申込書に育成写真を添えて、公衆衛生推進協議会事務局へ。

年金
のはなし
No.358

月400円の付加保険料を納めれば 年金を増額できる制度があります

問い合わせ

広島西年金事務所 ☎082-535-1505
保健医療課 ☎592-141

老齢基礎年金は65歳から受け取ることができます。受給には、保険料の納付期間と免除期間などの合計が、10年以上あることが必要です。また、受け取りの前に年金額を増額できる制度があります。

【年金受給開始前】

付加保険料制度

通常の国民年金保険料に加えて月400円の付加保険料を納めることで、年金額を増額できる制度です。納付は申し込みからの開始となります。

「付加保険料を納付した月数に200円を掛けた額」が年金の年額に加算されます。

年金保険料免除や

国外在住の期間がある場合

国民年金保険料の免除（納付猶予

や学生納付特例を含む）を受けた方や、海外在住期間のある方は、免除を受けず全額納付した方と比べ、老齢基礎年金の額が少なくなります。

このような場合、年金額を満額に近づけるための制度として、次のようなものがあります。

追納制度

将来受け取る老齢基礎年金を満額に近づけるために、免除などの承認を受けた期間の保険料について、10年以内であれば、さかのぼって納めること（追納）ができる制度です。

また、免除の承認から3年度以上経過した期間の保険料を追納する場合、当時の保険料に一定の加算額が上乗せされます。

任意加入制度

年金の満額支給を受けられない方で、追納期間が過ぎてしまった方や、老齢基礎年金の受給資格を満たした

い方が加入できる制度です。

次のような場合が対象です。

① 60歳以上65歳未満で、保険料の全額納付済期間が40年に満たない方
65歳になるまでの期間、保険料を納めることで受給額を満額に近づけられます。

② 60歳以上65歳未満で、老齢基礎年金の受給資格がない方
70歳になるまでの期間、保険料を納めることで、受給資格を得ることができます。

③ 海外に在住する、日本国籍を持つ20歳以上60歳未満の方
国民年金の保険料の納付や受給資格の確保のために任意加入ができます。

【年金受給開始時期】

繰り下げ受給

老齢基礎年金・老齢厚生年金を65歳からではなく、66歳から75歳（生年月日が昭和27年4月1日以前の方は70歳）になるまでの間に請求すること、65歳到達月から実際に受給を開始した月の前月までの月数ごとに0.7%の年金額が増額される制度です。

増額された年金は、繰り下げ請求した月の翌月分から受け取ることができます。

KaRaDaカフェ (玖波健康講座)

問い合わせ

地域介護課 ☎286226

とき・内容

① 8月6日(木) 10時～11時

「タオルトレーニング」

② 8月20日(木) 10時～11時

「ストレッチ＆トレーニング」

③ 9月3日(木) 10時～11時

「姿勢改善運動」

ところ 玖波一丁目集会所

対象 市内在住の方

持参品 運動しやすい服装、飲み物、タオル

スマホで手軽に情報ゲット！
詳しくはウェブで。SNSに登録を一。



市公式
LINE



市公式
Facebook



市公式
ホームページ